

市長・市役所交際費支出基準

平成12年 6 月 1 日要綱第18号

改正

平成14年 4 月 1 日

平成17年12月 1 日

平成18年 4 月 1 日

平成31年 4 月11日

令和 7 年 6 月 2 日

(趣旨)

第 1 条 この基準は、市長その他の執行機関（教育委員会、選挙管理委員会、農業委員会及び監査委員を除く。）及び副市長が、市政の推進に必要な外部との交際のために支出する市長・市役所交際費について、その種別、支出範囲その他必要な事項について定めるものとする。

(種別及び支出範囲)

第 2 条 市長・市役所交際費の種別、支出範囲等は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。ただし、市長が交際上特に必要があると認める場合は、この限りでない。

- (1) 祝金 総会、大会、式典、行事等に参加する場合に限り、1 万円を上限として支出する。
ただし、市長若しくは市長以外の執行機関の委員長若しくは委員又は副市長（以下「市長等」という。）の代理として職員が市を代表して出席する場合には、市長等が出席する場合に準じて支出することができる。
- (2) 弔意 別表に定める基準により、供花及び弔慰金（武蔵野市名誉市民条例（昭和36年 6 月武蔵野市条例第16号）第 5 条第 2 号又は武蔵野市功労者表彰条例（昭和26年 9 月武蔵野市条例第49号）第 6 条第 2 号の規定による弔慰金その他の弔慰金をいう。以下同じ。）について支出することができる。
- (3) 会費 会合の参加費、構成員として支出する年会費等について、その実費（実費が不明な場合にあっては、会の内容、規模等に応じ、支出する金額についてその都度決定する額）を支出する。ただし、市長等の代理として職員が市を代表して出席する場合には、市長等が出席する場合に準じて支出することができる。
- (4) その他の経費 次に掲げる経費について、その実費を支出することができる。

ア 土産代

イ 市長賞

ウ 名刺広告

エ アからウまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるもの

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、市長・市役所交際費を支出しない。

(1) 宗教団体若しくは政党その他の政治団体又はその支部に対するものである場合

(2) 市長等の3親等以内の親族に対するもの（葬儀等を除く。）である場合

(基準及び支出内容の公開)

第3条 この基準は公開し、またこの基準に基づく交際費の支出内容については公表する。

2 公表の方法は、市長・市役所交際費精算明細書及び市長・市役所交際費請求書による支出一覧を市政資料コーナーにおいて閲覧に供し、及び武蔵野市ホームページに掲載することによるものとする。ただし、公表情報に個人に関する情報であつて、特段の配慮を必要とするものが含まれる場合にあっては、これを除くものとする。

(改正)

第4条 この基準については、社会経済状況の変化等に応じて、適宜見直しを行うものとする。

(その他)

第5条 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この基準は、平成12年6月1日から施行する。

付 則（平成14年4月1日）

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

付 則（平成17年12月1日）

この基準は、平成17年12月1日から施行する。

付 則（平成18年4月1日）

この基準は、平成18年4月1日から適用する。

付 則（平成31年4月11日）

この基準は、平成31年4月11日から施行する。

付 則（令和7年6月2日）

この基準は、令和7年6月2日から施行する。

別表（第2条関係）

区分	本人		配偶者、実父母又は子
	供花	弔慰金	供花
1 名誉市民	○	○	○
2 市政功労者（武蔵野市功労者表彰条例（昭和26年9月武蔵野市条例第49号）第6条第2号の弔慰金を受けることができる者に限る。）	○	○	○
3 市政功労者（前項に規定する者を除く。）	○		○
4 次に掲げる者 （1） 市長及び副市長 （2） 市長以外の執行機関の委員長（教育委員会にあっては、教育長）及び委員 （3） 市議会議員	○	○	○
5 都内市区町村及び友好都市の長及び副市長、区長、村長並びに関係官公署の長並びにこれらであった者	○		○
6 関係国会議員、関係都議会議員及び関係他市区町村議員並びにこれらであった者	○		○
7 市職員及び市立小中学校教職員並びにこれらであった者	○		
8 消防団員、市が設置する各委員会の委員その他市長が任命又は委嘱をする者	○		○
9 前各項に掲げる者のほか、市長が交際上特に必要があると認める者	○	○	

備考

- この表において、「配偶者」とは、本人と死別し、又は離婚した者は含まない。
- この表において、「子」とは、養子を含むものとする。
- この表において、「○」とは、当該弔意について支出することができることをいう。
- 配偶者、実父母又は子に供花をするときは、本人が存命中の場合に限る。